



第4章

施策の展開

第4章 施策の展開

第3章で定めた基本理念・基本目標・基本方針に基づく施策は、次の通りです。

全ての施策を積極的に進める必要がありますが、特に優先度の高い施策を重点施策とし、網掛けで示しました。

基本理念	基本目標	基本方針	施策名	
誰もが幸せを実感できる福祉と安心のまち 生涯住み続けられる地域社会の実現 あらかわ	基本目標1 誰もが安心して共に暮らせる 基盤づくりの推進	基本方針1 障がい者の相談・支援体制の充実	1-(1) 総合的な相談支援体制の充実	1-(2) 計画相談支援・障害児相談支援
			1-(3) 福祉施設入所者等の地域生活への移行の推進	1-(4) 障がい者虐待防止センターの運営
			1-(5) 成年後見制度の利用支援等	1-(6) 自立支援協議会の運営
			1-(7) 自殺予防の推進	1-(8) 震災時等への備え
		基本方針2 バリアフリーの推進	2-(1) 意思疎通支援の充実	2-(2) バリアフリーの環境整備
			2-(3) 障がい者差別の解消	
	基本目標2 健やかな暮らしと成長を支える 福祉・医療サービスの充実	基本方針3 障がい者の住まい・日常生活に対する支援	3-(1) グループホームの整備の推進	3-(2) グループホームの運営支援
			3-(3) 医療費の助成、健康管理の支援	3-(4) こころの健康管理支援の体制整備
			3-(5) 荒川ばん座位体操の実施	3-(6) 在宅系サービス等の提供
			3-(7) 本人・保護者への経済的支援	3-(8) 利用者負担軽減
		基本方針4 障がいのある子どもの健全育成	4-(1) 障がい児支援の充実	4-(2) 障がい児の保育・教育
			4-(3) 学齢期の子どもへの支援の充実	
基本目標3 地域で自分らしく輝くための 環境づくりの促進	基本方針5 障がい者の自立・就労支援、生きがいの創生	5-(1) 生活介護・自立訓練・生活訓練	5-(2) 機能訓練	
		5-(3) 施設入所支援	5-(4) 就労支援の強化	
		5-(5) 福祉的就労の支援	5-(6) 同行援護・行動援護・移動支援	
		5-(7) 交通機関等の利用支援、車の運転に係る支援	5-(8) 障がい者スポーツの促進	
		5-(9) 文化芸術活動の促進	5-(10) 地域活動支援センターの運営	
		5-(11) 障害者福祉会館の運営		

第1節 基本方針1 障がい者の相談・支援体制の充実

施策1 - (1) 総合的な相談支援体制の充実【重点施策】

主な現行事業

事業名	内容
区の窓口における相談事業	身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・難病患者等の個々の状況に応じた、きめ細やかな相談・各種の支援と助言を行っています。
精神障害者地域生活支援センター（アゼリア）における相談事業	地域で生活する精神障がい者の日常生活の支援、日常的な相談を行い、精神障がい者の社会復帰と自立、社会参加を促進しています。
精神障害者相談支援事業所（コンパス）における相談事業	精神障がい者の相談に応じるとともに、関係機関と連携した相談支援体制を構築し、より多くの障がい者に対し、適時適切な支援を行っています。
難病相談室	荒川区医師会は難病・膠原病の検診を実施しており、専門医の診察により潜在する難病患者の発見と区職員による保健・福祉面からの療養相談を行っています。
こころの健康相談	精神科医と民間相談員により、本人・家族及び関係者を対象に、精神障がいの早期対応、早期発見、早期治療及び社会復帰に関する相談を受け地域、職場での安定した生活ができるよう支援しています。
荒川たんぽぽセンターにおける相談事業	心身の発達や障がいに関わる健康・療育・リハビリテーション等の相談に応じて、必要な調査・評価を行い、荒川たんぽぽセンター内や地域の社会資源を活用しながら問題解決のための援助を行っています。 また、障がい当事者によるピアサポートも実施しています。
障害者相談員	知的障がい者及びその家族に対し、各種相談、日常生活の援助等社会的自立のための各種支援を行っています。

現状と課題

- * 愛の手帳や精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、増加傾向にあります。
(手帳所持者数の推移の詳細は、P.15 参照)
- * また、障がい者の高齢化や障がいの重複、重度化など、障がい者自身を取り巻く環境がより複雑なものとなっており、支援のために、関係機関の横断的な連携の必要性が高まっています。その対応のため、平成 29 年度から自立支援協議会の中に相談支援部会を設け、検討を進めています。
- * 「支援センター アゼリア」及び精神障害者相談支援事業所「コンパス」を利用したことがない方は、「施設を知らない」との回答が多かったため、認知度の向上への取組が必要となっています。

アゼリア：「利用したことがない」方の内、77%が「施設を知らない」
 コンパス：「利用したことがない」方の内、87%が「施設を知らない」
 (平成 29 年度荒川区障がい者意向調査、精神障がい者回答、P.51 参照)

- * 障がい者の地域での生活を支援する「地域生活支援拠点」については、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制を構築しています。

【荒川区における地域生活拠点の整備状況（平成 29 年度現在）】

機能	区における体制（ は第 4 期計画の中に新設したもの）
相談	<ul style="list-style-type: none"> ・アクロスあらかわ ・支援センターアゼリア ・スクラムあらかわ ・精神障害者相談支援事業所 コンパス
体験の機会・場	<ul style="list-style-type: none"> ・グループホームの体験入居 等
緊急時の受け入れ・対応	<ul style="list-style-type: none"> ・スクラムあらかわ（短期入所緊急床、緊急一時保護） ・（仮称）東日暮里二丁目障害者グループホーム (緊急一時保護、平成 30 年秋開設予定)
専門性	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障がい者ホームヘルプ研修 ・留守番看護師派遣事業研修会 等
地域の体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援協議会

今後の方向性

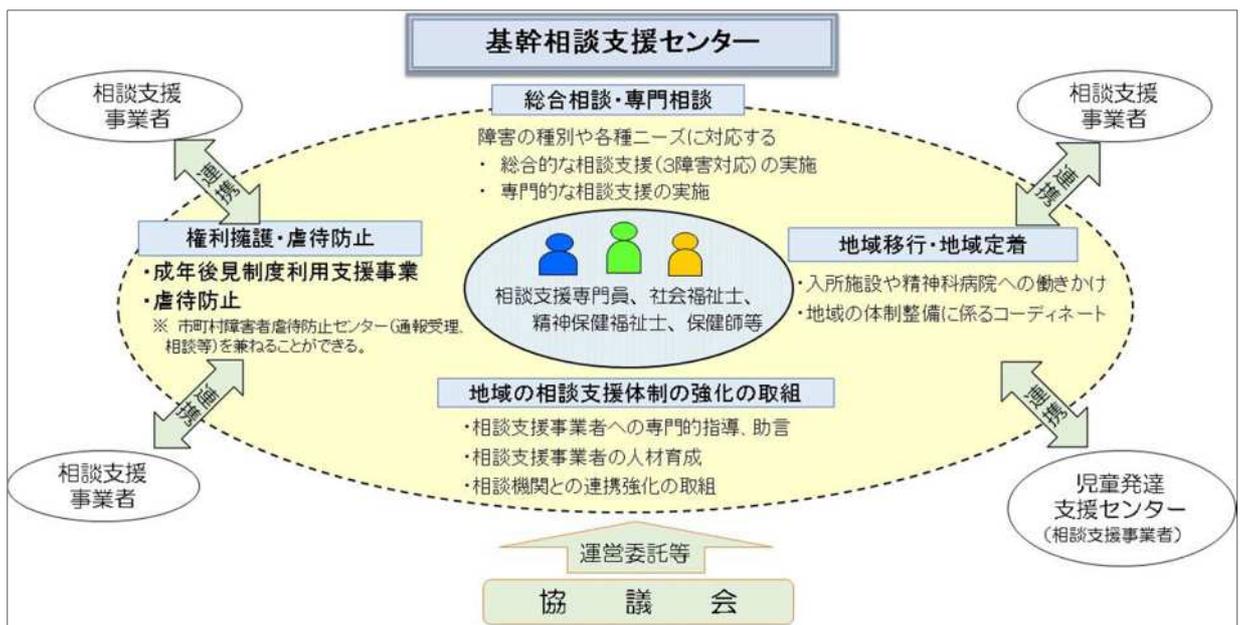
- * 相談件数の増加を見据え、相談体制の強化等を検討していきます。また、一人一人の生活や思いに寄り添った支援が受けられるよう、当事者によるピアサポートにも力を入れていきます。

関係する事業
 区の窓口における相談事業、精神障害者地域生活支援センター（アゼリア）における相談事業、精神障害者相談支援事業所（コンパス）における相談事業、難病相談室、こころの健康相談、荒川たんぽぽセンターにおける相談事業、障害者相談員

- * 関係機関等の連携をさらに強化していくため、荒川区の強みである地域コミュニティの力、人と人との絆を生かした、関係機関、事業所、地域の方々との総合的な相談支援のネットワークの拠点となる基幹相談支援センターを積極的に検討します。具体的には、実効性のある体制とするため、運営方式や人材確保策などを詳細に検討します。あわせて、基幹相談支援センターを中心として、地域にある障害福祉サービス事業所等の人材育成を進める体制を検討します。

関係する事業
【新規】基幹相談支援センターの設置

【基幹相談支援センターの役割】



厚生労働省作成資料より

- * 地域生活支援拠点は、今後設置の検討を進める基幹相談支援センターを中核として、各施設間の連携を強化し、より強固なネットワークとしていきます。

（関係する事業
【新規】基幹相談支援センターの設置）

- * 「支援センターアゼリア」及び「コンパス」の認知度の向上のため、精神障害者保健福祉手帳の更新時など、様々な機会を捉えて、周知を行えるよう工夫していきます。

（関係する事業
精神障害者地域生活支援センター（アゼリア）における相談事業、精神障害者相談支援事業所（コンパス）における相談事業）

施策1 - (2) 計画相談支援・障害児相談支援

主な現行事業

事業名	内容
計画相談事業、障害児相談事業	障がい児者の現状や希望を踏まえ、その人に適切な福祉サービスの利用計画を作成するための相談支援及び計画作成後のサービス利用状況の検証や、サービス事業所との連絡調整を行っています。

現状と課題

- * 平成24年4月から障害福祉サービス・障害児通所支援を利用するすべての方が利用計画を作成することになったことに伴い、平成26年度に精神障害者地域生活支援センター「支援センター アゼリア」、障害者福祉会館「アクロスあらかわ」の2事業所で開始した計画相談支援は、平成30年1月現在、区内8事業所で実施されています。
- * 計画の策定率は平成29年3月末で、障害福祉サービス83.5%、障害児通所支援93.4%と成果は出ていますが、区内8事業所のうち、障害児相談支援を行う事業所は5か所と限られており、障害児支援利用計画を必要とする方への迅速な対応が、今後困難になることが見込まれます。
- * また、特に知的障がい者において、困りごと等があるときに、計画相談事業所は、区窓口と同様の相談先として、選ばれています。

日常のことや困ったことを相談している人は？
 家族・親戚：73%、区窓口：17%、計画相談事業所：14% 等
 （平成29年度荒川区障がい者意向調査、知的障がい者回答）

今後の方向性

- * 引き続き、計画相談事業所に対し、体制の強化を働きかけるほか、新たな事業所の誘致にも努めます。

施策1 - (3) 福祉施設入所者等の地域生活への移行の推進【重点施策】

主な現行事業

事業名	内容
地域移行支援事業	施設や病院に入所等をしている人が地域で自立した生活ができるよう、グループホーム等への移行を支援しています。
地域定着支援事業	単身等で生活する障がい者等が地域での生活を継続できるよう、常に連絡が取れる体制を確保し、緊急時などに必要な支援を行っています。

現状と課題

- * 平成24年4月から改正障害者自立支援法（現、障害者総合支援法）の施行に伴い、「地域移行支援」と「地域定着支援」が創設されました。
- * 入所施設や精神科病院等で長く生活を送っている方が、施設等とは環境が大きく異なる地域に戻って安心して生活を送るためには、多くのハードルがあります。そのため、希望する方々が地域社会で自分らしく安心して暮らせるよう、関係する施設や事業所との連携を図り、円滑な地域生活への移行に向けた支援を行っていく必要があります。
- * 28年度末現在、当区での地域移行支援・地域定着支援のサービス利用者数は約20人です。一方、施設入所者数は約130人、都内精神科病院へ1年以上入院している方も約130人（平成26年度厚生労働省630調査より）となっており、一層のサービス利用を促す必要があります。

今後の方向性

- * 地域生活への移行に向けた利用者の意欲に寄り添い、本人の意向に沿った移行支援、居住の場の確保などに向け、平成30年度から新設される円滑な地域生活に向けた相談・助言を行う福祉サービスである「自立生活援助」も活用し、関係機関や部署が連携して取り組んでいきます。

関係する事業

障害福祉サービス等相談支援事業（地域移行支援）、障害福祉サービス等相談支援事業（地域定着支援）【新規】障害福祉サービス等相談支援事業（自立生活援助）

施策1 - (4) 障がい者虐待防止センターの運営

主な現行事業

事業名	内容
障がい者虐待防止事業	虐待によって障がい者の権利や尊厳が脅かされることを防ぐため、虐待を発見した場合の通報窓口である虐待防止センターの運営や講演会の実施などを行っています。

現状と課題

- * 障害者虐待防止法に基づき、平成24年10月1日から障害者福祉課内に障害者虐待防止センターを設置しました。
- * 虐待の通報を区が受理した場合、関係機関等と連携し、必要に応じて専門的な対応や緊急一時保護を実施しています（通報受理件数は平成26年度8件、平成27年度3件、28年度4件）
- * 虐待の防止と早期発見のため、パンフレットの配布などを通じて関係する事業所や区民の方々に普及啓発を行ってきましたが、今後も普及啓発に力を入れていく必要があります。

今後の方向性

- * 引き続き、速やかに虐待の相談・通報等に対応していきます。また講演会等を開催し、虐待について、より広く普及啓発を図ります。
- * 障害福祉サービス事業所等に、常日頃から虐待防止に関する高い意識を持って障がい者等の支援に当たることや、虐待の早期発見と通報を行うことを求めています。あわせて、地域住民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じ、利用者の安全確保に向けた取組を進めることや、権利擁護の視点を含めた職員への研修の充実も求めています。
- * 緊急保護が必要な当事者が利用できる一時保護室の確保も継続します。

{

 関係する事業
 スクラムあらかわ、障がい者グループホーム等施設整備事業費

}

施策1 - (5) 成年後見制度の利用支援等

主な現行事業

事業名	内容
親なき後支援事業	知的障がい者や精神障がい者のうち自分自身で十分な判断をすることができない人について、福祉サービスの利用契約の適切な締結や身上監護や財産管理のための支援を行っています。

現状と課題

- * 荒川区自治総合研究所の「親なき後」支援の調査研究を受けて、成年後見制度の利用普及と「個人別ライフプラン」の作成を支援しています。
- * 成年後見制度については、パンフレットを作成し制度の利用普及に努めており、荒川区障がい者意向調査においても、成年後見制度の認知度は上がってきています（知的障がい者回答：平成16年調査16.2% 平成29年調査41.7%、精神障がい者回答：平成16年調査16.2% 平成29年調査35.2%、P.46・P.49参照）。一方、実際に利用している人は少数であることから、引き続き利用につなげるための支援が必要です。
- * また、成年後見制度の本人申し立てが困難な場合に、区長による審判の請求手続きを行い、申立費用等の補助を行っています（平成26年度1件、平成27年度0件、平成28年度3件）。
- * 障がい者の将来像を描き、親なき後の支援のあり方を考えることのできる「個人別ライフプラン」については、作成を支援するため、「個人別ライフプランナー」による個別相談を平成27年度から開始し、平成28年度は239件の相談に応じました。
- * 荒川区社会福祉協議会では、障がい者などが、安心して生活が送れるように、ご自宅等に定期的に訪問し、福祉サービスの利用や暮らしに必要なお金の出し入れのお手伝いをする「あんしんサポートあらかわ」や成年後見制度に関する情報提供や相談、手続きの支援を行っている「成年後見センター」等を運営しています。

今後の方向性

- * 引き続き、社会福祉協議会とも連携した成年後見制度の利用促進や、「個人別ライフプラン」を作成する重要性を周知するとともに作成支援を行うことで、本人の意思を尊重した支援を進めていきます。

施策1 - (6) 自立支援協議会の運営

主な現行事業

事業名	内容
障害者地域自立支援協議会運営事業	障がい者が地域で自立した生活を営むことができるよう、事業所、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者によるネットワークの構築と個別支援の場として、自立支援協議会を運営しています。

現状と課題

- * 障がい者が地域において自立した日常生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠です。
- * そのため、当事者の代表や事業所・雇用・教育・医療等の関連する分野の関係者からなる自立支援協議会を設け、地域における障がい者等への支援体制に関する情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行っています。
- * また平成29年度からは、地域の重要な課題の検討をさらに進めるため、当該分野の事業所等による部会（相談支援部会・生活支援部会）を自立支援協議会の中に創設しました。

今後の方向性

- * 創設した自立支援協議会の部会（相談支援部会・生活支援部会）を活用し、引き続き個別の課題への対応を協議していきます。あわせて障がい者総合プランの進行管理も行っていきます。

施策1 - (7) 自殺予防の推進

主な現行事業

事業名	内容
自殺予防対策事業	誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、ゲートキーパー研修、大学病院と連携した自殺未遂者支援、若年世代の自殺予防相談、図書館等と連携した普及啓発事業に取り組めます。

現状と課題

- * 平成22年度から区職員、関係機関職員等を対象としたゲートキーパー研修を実施し、平成29年10月現在、3,500人を超える「命の門番」を育てるとともに、大学病院等の関係機関と連携し、平成22年度からこれまで約130名の自殺未遂者への支援を行ってきました。
- * 区内の自殺者数は平成24年度の43人から平成28年度は27人に減少していますが、尊い命が失われている事実が変わりはなく、引き続きかけがえのない命を守る取組を積極的に進めていく必要があります。
- * また、平成28年4月施行の自殺対策基本法の改正により、都及び区市町村に自殺対策基本計画の策定が義務付けられました。

今後の方向性

- * 引き続き、関係機関と連携し、自殺の危険を示すサインに気づき、声掛けなど適切な対応を図ることができるゲートキーパーを育てる研修等を実施します。
- * 今後、東京都で策定される自殺対策基本計画等の趣旨も踏まえ、荒川区でも同計画を早期に策定します。

(関係する事業
障害者地域自立支援協議会運営事業)

施策1 - (8) 震災時等への備え

主な現行事業

事業名	内容
障がい者の福祉避難所	災害によって住居等が損壊や火災等のため使用できなくなった高齢者や障がい者のうち、要介護度や障がいの程度が高く、一次・二次避難所での避難生活が困難な避難者を避難させるための専用施設を指定しています。
緊急時等の安否確認体制	地震や火災等の緊急時において、障がい者の安否確認を迅速に行い、避難誘導や救命活動を支援するために、要援護者名簿を作成し、地域での援護体制を整備しています。
あらかじめ安心カードの配付	障がいのある方が緊急の際に、周囲の方へ自己の障がいの状況や緊急連絡先を伝えられるように、あらかじめ安心カードを配布しています。

現状と課題

- * 障がい者を対象とした福祉避難所を現在12施設指定し、必要な備蓄品等を計画的に配備しています。また、各施設には福祉避難所の設置運営に関するマニュアルを配布するとともに、災害時を想定した実践的な訓練を行っています。
- * 地震や火災などの震災時に、一人で避難ができず、家族や近隣の方など避難を援助してくれる人もいない方が一定程度います。区では、希望する障がい者の氏名や住所が記載された名簿を作成し、民生委員や関係機関等と共有することで、震災時に速やかな安否確認等が行えるようにしています。

【震災時の避難について】

区 分	身体	知的	精神	難病	障がい児 (手帳不所持)
一人で避難ができない方	48%	69%	31%	16%	19%()
内、避難を援助してくれる人がいない方	32%	12%	43%	36%	22%

未就学児の場合は、保護者が一人で子どもを連れて避難できない割合
荒川区障がい者意向調査より (P.37 ~ 39 参照)

今後の方向性

- * 必要な備蓄品等を引き続き配備するとともに、避難所開設訓練によって浮き彫りとなった課題が出た場合には、福祉避難所の設置運営に関するマニュアルを見直すなど、毎年、改善を図っていきます。また、各福祉避難所の施設特性に応じた避難対象者の詳細な検討を進めるとともに、新たな備蓄品の購入を進めるなど、震災時への備えを強化していきます。

（関係する事業
障がい者の福祉避難所）

- * 引き続き、名簿を作成し、民生委員や関係機関と共有していくことで、地域ぐるみでの見守りを推進していきます。また緊急時に自己の障がいの状況や緊急連絡先を伝えられるよう、障がい者手帳交付時などに「あらかじめ安心カード」の配布及び記入内容等の案内をします。

（関係する事業
緊急時等の安否確認体制、あらかじめ安心カードの配付）

第2節 基本方針2 バリアフリーの推進

施策2 - (1) 意思疎通支援の充実【重点施策】

主な現行事業

事業名	内容
コミュニケーション支援事業	障がいの特性に応じたコミュニケーションの手段を提供することにより、日常生活の利便の向上と社会参加の促進に寄与し、福祉の増進を図っています。
手話講習会事業	聴覚障がい者の福祉に理解と熱意を有する人に対し、手話技術等の指導を行うことにより、手話奉仕活動に従事する人を養成しています。
聴覚障がい者相談事業	障害者福祉課に手話通訳者を配置して相談日を設け、聴覚障がい者の各種相談の円滑化を図っています。
盲ろう者生活支援推進事業	視覚障がいと聴覚障がいが重複し、コミュニケーションを取ることが難しい盲ろう者に対し、安定した日常生活を確保するとともに、積極的に社会参加の機会を確保しています。
福祉電話事業	難聴又は外出困難な重度身体障がい者が利用する電話の使用料金等を助成することにより、電話等の利用を容易にするとともに、料金の負担を軽減しています。
図書館における障がい者サービス	図書館への来館が困難な方や活字図書の利用が困難な方に対し、図書館を利用できるよう、様々なサービスを提供しています。
デージーCD等による区報・便利帳	視覚障がい者のための音声によるデージーCD等で区報や便利帳を配布しています。

現状と課題

- * 障がい者の社会参加を促進するため、必要なときに確実な手話通訳者の派遣が必要であり、手話通訳者の育成及び確保が求められています。また、IT 機器を利用した新たなサービスを導入するよう、要望もあります。
- * 平成23年3月の東日本大震災をきっかけに、障がい者に対する支援の方法等を検討する中で、意思確認や要望の内容を絵カードにして、コミュニケーションを取ることが困難な障がい者等が、災害時にそれらを指さすことで周囲との

意思疎通を容易にできるよう「コミュニケーション支援ボード」を作成しました。

- * 各図書館において、来館が困難な方や活字資料の利用が困難な方に対し、自宅への図書の配達・郵便サービスや、録音図書・デージー図書及び点字本・大活字本の貸し出し、対面音訳のサービス提供等を行っています。
- * 平成29年3月に開館したゆいの森あらかわの障がい者サービスコーナーには、拡大読書器や音声読上機、音訳室と専用の相談カウンターを設置しています。

今後の方向性

- * 障がい特性に応じたコミュニケーション手段は、障がい者が生活の様々な場面で意思疎通をしていくために重要なものであるため、コミュニケーション支援を行う人材の育成も含め、今後も障がい特性に応じた様々なコミュニケーション手段の確保に向けた研究を続けていきます。

（関係する事業
コミュニケーション支援事業、手話講習会事業、盲ろう者生活支援推進事業）

- * 聴覚機能障がい、言語機能障がい、音声機能障がいや、その他の障がいの影響でコミュニケーション支援が必要な方々が、いつでも区役所の窓口で手続きや相談ができるよう、ITを活用した総合的な窓口対応の向上を目指した施策の検討を進めます。また、手話に対する理解の促進と普及を図るため、早期の条例制定を目指し、検討を進めます。

（関係する事業
聴覚障がい者相談事業、【新規】総合的な窓口対応の向上、【新規】手話言語条例制定）

- * 図書館では、これまでも大活字本の貸し出しを行ってきましたが、障がい者・高齢者等多くの方が読みやすい大活字本の冊数を増やしており、今後も蔵書数を充実させていきます。

（関係する事業
図書館における障がい者サービス）

施策2 - (2) バリアフリーの環境整備

主な現行事業

事業名	内容
バリアフリー整備促進事業	すべての人にとって暮らしやすいまちづくりの実現のため、公共施設等をはじめ商店街など様々な面からバリアフリーの環境整備を進めています。
放置自転車対策の推進	障がい者が安心して外出できるように、放置自転車対策を推進しています。

現状と課題

- * 平成21年度に策定した「荒川区バリアフリー基本構想」を踏まえ、平成22年度に「町屋駅・区役所周辺地区」、平成23年度に「日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区」、平成24年度に「南千住駅周辺地区」、平成25年度に「熊野前駅周辺地区」の4つの重点整備地区におけるバリアフリー基本構想を策定しました。
- * 放置自転車の台数は減少傾向にありますが、駅利用者や買い物客等の自転車が点字ブロックの上に放置されている現状があります。

今後の方向性

- * 引き続き、重点整備地区において、公共施設のバリアフリー化をはじめ、各事業主体が定めた特定事業計画を推進するため、「荒川区バリアフリー基本構想推進協議会」の開催など、事業所・利用者の協力を求めながらバリアフリー化を図ります。重点整備地区以外においても、公共施設の更なるバリアフリー化に取り組むとともに、民間施設についても、各事業所に指導を行いながら、区域全体のバリアフリー化を図ります。

（ 関係する事業
バリアフリー整備促進事業 ）

- * 放置自転車については、放置防止啓発指導、関係機関との連携、区補助制度活用による民営自転車駐車場設置促進等により、積極的に放置自転車対策を推進していきます。

（ 関係する事業
放置自転車対策の推進 ）

施策2 - (3) 障がい者差別の解消【重点施策】

主な現行事業

事業名	内容
障がい者差別解消事業	障がいを理由とする差別をなくすため、講演会を実施するなど意識啓発等の事業を実施します。

現状と課題

- * 平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行され、区では差別的取り扱いを禁止し、合理的配慮を提供できるよう「職員対応要領」を定めました。また、平成29年度は事業所へ周知するために、パンフレット等を作成しています。一方、障がい当事者の方々からは、法施行前後であまり変化を感じないとのことがあります。
- * 障がいの有無にかかわらず、誰もが住みやすく暮らしやすい共生社会の基盤となる「心のバリアフリー」を進めるためには、周囲の方の障がいに対する関心を高め、適切な認識を広げる必要があります。
- * 多くの障がい者が身につけている「ヘルプマーク」をはじめとした「障がい者に関するマーク」は、交通機関など様々な場所で、配慮を必要なことを周りの方に知らせ、援助を得やすくなることを目的に作成されたものや、「オストメイトマーク」など障がい者に対応した設備に掲示することで、障がい者が利用しやすい施設であることを示すものなどがありますが、必ずしも多くの方に認知されているとは言えない状況です。

今後の方向性

- * 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、障がいのある人もない人も共に楽しむことのできる啓発事業を中心に、セミナーの実施など様々な事業を複合的に推進していきます。
- * 様々な機会を捉えて障がいに関するマークを区民に周知・啓発することで、困っている方がいれば積極的に声を掛けるなど、思いやりのある行動をする方が多くいる、あたたかい地域社会の実現を目指します。

第3節 基本方針3 障がい者の住まい・日常生活に対する支援

施策3 - (1) グループホームの整備の推進【重点施策】

主な現行事業

事業名	内容
障がい者グループホーム等 施設整備事業費	グループホーム等の新設に係る区独自の補助金を創設し、施設の円滑な設置及び運営の安定を図り、障がい者の生活の場を確保しています。
親なき後支援事業	障がい者の住み慣れた地域での安心した生活を確保するために、区内で新たにグループホームを設置等する事業所に、備品購入費等の一部を補助しています。
グループホーム消防設備 整備補助事業	区内にグループホーム等を新たに設置する場合の整備費を補助することにより、障がい者の生活する場を確保します。

現状と課題

- * 区は、グループホームの利用ニーズの増加に対応するため、民間事業所の誘致等に努めてきました。平成24年度からは「親なき後支援事業」を開始し、新設や増設の経費の一部を補助しています。
- * また同年、町屋六丁目にグループホーム・短期入所等の複合的なサービスを提供する「スクラムあらかわ」を開設し、さらに平成30年秋には、障害者グループホーム（ピアホーム）に代わる新たなグループホームの整備を東日暮里2丁目を進めるなど、障がい者の地域での生活を支える取組を進めてきました。
- * 障がい者が住み慣れた地域で生活したいという意向は強く、親なき後の居住確保のためにも、区内にグループホームを増やしていく必要があります。

今後の方向性

- * 東日暮里2丁目の区有地に建設される障がい者グループホームについて、平成30年秋の開設に向けて、設置・運営事業所への助言等を行い、円滑な開設を支援していきます。

（ 関係する事業
障がい者グループホーム等施設整備事業費 ）

- * グループホームを必要とされている方々が、地域のグループホームに入居できるよう、さらに誘致を進めていきます。

（ 関係する事業
親なき後支援事業、グループホーム消防設備整備補助事業、障がい者グループホーム等施設整備事業費 ）

- * 障がい者等の状況に応じた居住支援を行い、住み慣れた地域でその人らしい暮らしができるよう、関係部署も含めた支援体制の整備を進めます。

施策3 - (2) グループホームの運営支援

主な現行事業

事業名	内容
障がい者グループホーム費支給事業	グループホームの入居者や運営事業所に対し、家賃や運営経費の一部を補助することにより、利用者の負担軽減及びグループホームの安定的運営の支援を行い、障がい者の地域における自立した生活の促進を図っています。
重度障がい者グループホーム運営支援事業	重度の知的障がい者の地域における生活を支援するため、生活の場であるグループホームの運営経費の一部を補助する等の支援を行っています。
重度身体障がい者グループホーム運営支援事業	重度の身体障がい者の地域における生活を支援するため、生活の場であるグループホームの運営経費の一部を補助する等の支援を行っています。
スクラムあらかわ	社会福祉法人に区有地を無償貸与し、区内の障がい者の地域生活の拠点となる障がい者地域生活支援施設を整備・運営させることにより、障がい者の福祉の向上を図っています。

現状と課題

- * 区内に整備されたグループホームの運営を支援するとともに、事業所の連絡会を通じて、利用者支援の技能の向上にも取り組んでいます。また、重度障がい者の受け入れ体制の拡大を促進するため、事業所への支援を行っています。

今後の方向性

- * 引き続き、区内に設置されたグループホームへの支援を行い、安定した施設運営を図っていきます。

関係する事業

障がい者グループホーム費支給事業、重度障がい者グループホーム運営支援事業、重度身体障がい者グループホーム運営支援事業、スクラムあらかわ

施策3 - (3) 医療費の助成、健康管理の支援

主な現行事業

事業名	内容
心身障害者医療助成事業	医療費の一部を助成し、心身障がい者の保健の向上に寄与し、福祉の増進を図っています。
難病医療費助成事業	原因不明または治療方法が確立していない特定疾病に係る医療費を軽減するため、難病患者の医療保険の自己負担について助成しています。
自立支援医療（更生医療）給付事業	身体障がい者を対象として、障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療を給付しています。
自立支援医療（育成医療）	将来身体障がいが発生する可能性の高い児童に対し医療費を給付し、早い段階に治療（手術）を受けられるようにしています。
自立支援医療（精神通院）制度等	精神障がい者が治療を継続し、地域での安定した社会生活を送ることができるよう通院医療について医療費の給付を行っています。
小児精神障害者入院医療費助成事業	小児精神障がい者が早期に適切な治療を受けるため、入院治療に要する費用を助成しています。
療養介護事業	医療を要する障がい者に対し、病院において機能訓練、療養上の管理、介護を行っています。
医療型児童発達支援事業	肢体不自由児または重症心身障がい児に、児童発達支援及び治療を行っています。

現状と課題

- * 医療を必要とする障がい者が安心して生活を送れるよう、医療費の一部を助成すること等で、障がい者の健康の保持を図っています。
- * 難病法に基づき、平成27年1月から指定難病が拡大されたこと等により、難病認定者のニーズが多様化しています。
- * 難病患者等に対して情報提供を行うことにより、必要な障害福祉サービス等が活用できるよう支援する必要があります。

今後の方向性

- * ホームページや窓口でのパンフレットの配布など様々な機会をとらえて医療費助成制度等の周知を図っていきます。また、今後の難病医療費助成の対象疾病の更なる拡大を見込み、医療との連携が不可欠な難病患者の安心した生活に繋がるよう、保健所、医師会等の関係機関と連携し、制度の周知を進めていきます。

施策3 - (4) こころの健康管理支援の体制整備

主な現行事業

事業名	内容
精神保健福祉ネットワーク事業	精神保健福祉に携わる実務担当者が情報交換・学習会などを通して行政と医療・保健・福祉・介護・司法等の関係機関の連携強化と顔の見えるネットワークによる連携した支援が円滑にできるよう取り組んでいます。
精神保健福祉事業	地域精神保健福祉活動の一貫として、関係機関・施設との連携のもとに、精神障がい者が在宅で生活できるよう社会復帰及び障害福祉サービス等の相談、訪問等を行っています。
精神保健福祉普及啓発事業	精神障がい者の家族や区民に対して、病気や障がいの正しい理解と人権への配慮のための講演会や講座を開催し、普及啓発を推進しています。

現状と課題

- * 精神障がい者（発達障がいや高次脳機能障がいも含む）や家族の状況にあわせた、障害福祉サービスや生活支援、医療等が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築するため、保健・医療・福祉等の関係者が広く参加する精神保健福祉連絡協議会を開催し、関係機関の連携強化等を進めています。
- * また、その実務関係者が広く参加する精神保健ネットワーク会議も開催し、精神保健福祉等の最新情報や事例検討等の情報交換を通じて、さらに「顔の見えるネットワークづくり」を目指しています。

今後の方向性

- * 引き続き、精神保健福祉連絡協議会や精神保健ネットワーク会議を活用し、精神保健制度等の変更や国の動向を捉え、地域における課題に対して、関係機関に情報を提供するとともに、発達障がいや高次脳機能障がいをテーマとした事例検討等の機会を増やすことで参加者の知識・技能向上も図り、支援者側の育成に努めます。

（ 関係する事業
精神保健福祉ネットワーク事業、精神保健福祉事業、精神保健福祉普及啓発事業 ）

- * また、自立支援協議会等も活用し、高次脳機能障がい者や発達障がい者等の支援の体制の整備についても検討を進めます。

（関係する事業
障害者地域自立支援協議会運営事業）

施策3 - (5) 荒川ばん座位体操の実施

主な現行事業

事業名	内容
障がい者向け健康体操事業（荒川ばん座位体操）	障がいの有無に関わらず、誰もが元気に自分らしく暮らし続けることを目標とした健康体操です。区内の6会場では研修を受けたリーダーが中心となり体操を実施しています。

現状と課題

- * 障がい者の健康づくりを促進するために開発した「荒川ばん座位体操」は、平成29年10月現在、6会場で年間3,700人が参加し、体操を指導するボランティアの「荒川ばん座位体操リーダー」を約100名育成してきました。
- * 各会場では、継続して体操を実践してきた方を対象として、肺活量や足のむくみ、肩こりや腰痛の有無など、体操の効果測定を行っています。
- * 平成29年度に、体操に参加したことによる長期的な効果の検証を行った結果、呼吸機能、肩こりの自覚症状で長期効果が見られたほか、精神面でも全体的健康感と活力が向上するという効果が見られました。

今後の方向性

- * 「荒川ばん座位体操」は、障がいがあっても、高齢で体力に自信がなくても、「万人」ができる先進的な取組であり、関係者との連携を強化し、様々な機会をとらえて周知・広報を進め、引き続き全国に発信していきます。
- * また、今後も、体操を指導する「ばん座位体操リーダー」の育成に力を入れるとともに、ステップアップ研修の実施などを通じて、リーダー間の連携強化を図ります。

施策3 - (6) 在宅系サービス等の提供

主な現行事業

事業名	内容
ホームヘルプサービス費支給事業（居宅介護）	日常生活を営む上で介護・援助を必要とする障がい者に対し、身体介護・家事援助等必要なサービスを提供しています。
ホームヘルプサービス費支給事業（重度訪問介護）	常時介護が必要な重度障がい者に、自宅で入浴や排泄、食事、見守りなどの介助や外出時の移動の補助をしています。
短期入所給付費支給事業	自宅で主に介護をしている人が病気等の場合、必要な期間施設で介護しています。
緊急一時保護事業	在宅の障がい者を介護している人が、病気など緊急的理由及びレスパイト（介護者の旅行や休養等）により、一時的に介護ができない場合に介護者に代わって支援を行います。
配食サービス事業	重度の障がいにより、食事の調理が十分にできない一人暮らしの障がい者等に対して食事を配達し、栄養と健康を確保するとともに安否の確認もしています。
重度脳性麻痺者介護人派遣事業	重度の脳性麻痺者を介護し、生活圏の拡大等を図るための援助を行っています。
留守番看護師派遣事業	在宅で、医療的ケアの必要な重症心身障がい児者に対し、留守番看護師を派遣することにより、健康の保持と安定した地域生活の確保、及び介護者の負担軽減を図っています。
緊急通報システム事業	ひとり暮らし等の重度身体障がい者が、家庭内で病気等による緊急事態に陥ったときに、消防庁や民間受信センター等の関係機関に通報できる機器を貸与しています。
訪問入浴サービス事業	家庭で入浴が困難な重度の障がい者に対し、巡回入浴車を派遣し、入浴の機会を提供することにより健康及び衛生保持を図っています。
施設入浴（スクラムあらかわ）	家庭で入浴が困難な重度の障がい者に対し、介護浴槽等により入浴の機会を提供し、健康及び衛生保持を図っています。
理美容サービス事業	理容店・美容店で、理容又は美容を受けることが困難な重度の心身障がい者に対し、理容師又は美容師を派遣しています。
障がい者紙おむつ購入助成事業	重度の心身障がい者に対し、紙おむつの購入費の一部を助成し、経済的負担を軽減しています。

事業名	内容
寝具洗濯乾燥消毒事業	寝たきり状態にある重度の心身障がい者に対し、寝具の洗濯又は乾燥消毒を行い、健康の保持を図ります。
補装具費支給事業	身体障がい者の失われた機能を補うため、その障がい部位に応じた補装具を交付又は修理しています。
日常生活用具給付事業	在宅の心身障がい者及び難病患者に対し、生活を容易にし、自立を高めるため各種の日常生活用具を給付しています。
住宅設備改善給付事業	在宅の重度身体障がい者に対し、その居住する浴場等の住宅設備の改善に要する費用を給付し、障がい者の自立を高め介護者を支援しています。

現状と課題

- * 障がい程度に応じた必要な支援を、必要なときに受けられるよう、区のケースワーカーや理学療法士等が相談に応じています。
- * 区の独自施策として、「留守番看護師派遣事業」を実施し、重症心身障がい児者を自宅で介護する家族等への支援を行うなど、障がい者が安心して暮らしていくために、日常生活を支える様々なサービスを提供しています。
- * 身体障がい者を中心に、適切な障害福祉サービスを受けることで、住み慣れた自宅での生活を継続できるため、居宅介護利用者も増えています。
- * また、日常生活用具については、医療技術等の進展により、新たな器具や機器を支給対象として欲しいとの要望が寄せられている状況があります。
- * 引き続き、さらに質の高いサービスの提供に向けた検討を行っていく必要があります。

今後の方向性

- * 引き続き、障がい程度に応じて必要な支援を、必要なときに受けられるよう、情報提供や調整を行い、日常生活を支えていきます。

関係する事業

ホームヘルプサービス費支給事業（居宅介護）、ホームヘルプサービス費支給事業（重度訪問介護）、短期入所給付費支給事業、緊急一時保護事業 等

- * 事業所が質の高いサービスを提供していくために、必要な情報の提供や研修や連絡会等の実施を続けていきます。

関係する事業

ホームヘルプサービス費支給事業（居宅介護）、ホームヘルプサービス費支給事業（重度訪問介護）、短期入所給付費支給事業、緊急一時保護事業 等

- * また、高齢期を迎えた障がい者が、介護保険に移行する際にも、個々の障がいの状況に応じたサポートやサービスが継続して受けられるよう、介護保険と障害福祉サービスの連携を強化します。

- * 自宅での生活を継続するための適切な障害福祉サービスを、必要とする方に届けられるよう、民間事業所との連携を進め、サービスの質が向上するよう努めます。

関係する事業

ホームヘルプサービス費支給事業（居宅介護）、ホームヘルプサービス費支給事業（重度訪問介護） 等

- * 日常生活用具については、技術開発等により有用な機器が作成された場合、ニーズや効果を研究し、対象品目とするか検討を進めるなど、引き続き、障がい者の生活の利便性の向上に努めていきます。

関係する事業

日常生活用具給付事業

施策3 - (7) 本人、保護者への経済的支援

主な現行事業

事業名	内容
特別障害者手当等 (国の制度)	重度の心身障がい者の福祉の増進と所得保障を図るため、特別障害者手当等を支給しています。
重度心身障害者手当 (都の制度)	心身に重度の障がいを有するため、常時複雑な介護を必要とする人に対して手当を支給し、福祉の向上を図っています。
心身障害者福祉手当 (区の制度)	心身障がい者及び難病患者に対し手当を支給し、福祉の増進を図っています。
特別児童扶養手当 (国の制度)	精神または身体に障がいを有する児童について手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図っています。
児童育成手当(障害手当) (都の制度)	20歳未満の心身障がい児などを扶養している方に対して支給しています。
原爆被爆者援護事業 (区の制度)	区内の原爆被爆者に対して、年1回見舞金を給付し、被爆者の苦労をねぎらい福祉の向上を図っています。

現状と課題

- * 障がい者に対する経済支援は、国による各種手当等の支給がなされ、東京都や当区でも、独自の手当等の支給を行っています。国・都・区の手当ともに受給者は増加傾向にあり、障がい者の経済的支援として重要な制度となっています。

【手当の受給者数の推移】

手当名	平成26年度	平成27年度	平成28年度
特別障害者手当	208人	211人	221人
重度心身障害者手当	145人	144人	146人
心身障害者福祉手当	3,723人	3,694人	3,700人
特別児童扶養手当	181人	180人	183人
児童育成手当(障害手当)	2,653人	2,602人	2,642人

今後の方向性

- * 引き続き、対象となる障がい者が確実に受給できるよう制度周知を行います。

(関係する事業
特別障害者手当、東京都重度心身障害者手当、心身障害者福祉手当 等)

施策3 - (8) 利用者負担軽減

主な現行事業

事業名	内容
障害福祉サービス利用者負担軽減事業	利用者負担額の軽減を区独自に実施しています。

現状と課題

- * 平成18年4月の障害者自立支援法の施行により、障がいが重度で多くの福祉サービスを利用する障がい者ほど、経済的な負担が増加するため、荒川区では、在宅系サービス（居宅介護系サービス、同行援護、短期入所、通所施設、児童通所）の利用者負担を10%から3%に軽減する等の事業を全国に先駆けて実施し、現在も継続しています。

今後の方向性

- * 介護保険制度の利用者負担の在り方などにも留意しながら、必要な障害福祉サービスを利用できるよう、引き続き、経済的な負担軽減策を行います。

第4節 基本方針4 障がいのある子どもの健全育成

施策4 - (1) 障がい児支援の充実【重点施策】

主な現行事業

事業名	内容
荒川たんぼぼセンターの運営	通所利用の障がい児等やその家族に対する支援を行うとともに、施設の有する専門機能を活かし、地域の障がい児等やその家族への相談、障がい児等を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育施設の役割を担っています。
障がい児通所支援給付費支給事業	障がい児等が日常生活における基本動作を習得し、集団生活に対応できるよう、児童発達支援や放課後等デイサービスを行っています。また、児童福祉法の改正により、重度で外出困難な障がい児に対し、居宅訪問による発達支援を行うサービスが創設されます。
日中一時支援事業	障がいのある児童・生徒が特別支援学校等の下校後に活動する場所を確保し、また、障がい児者に宿泊を伴わない短期的な施設利用を提供し、日常生活の援助、日中活動の支援等を行っています。

○ 現状と課題

- * 障がいのある子どもや発達に関して療育を必要とする子ども等に対して、日常生活能力や集団生活への適応力が向上するよう、専門的な療育や訓練を提供できる環境整備を進める必要があります。また、障がい児を育てる保護者、家庭への支援が多様化しており、療育の効果を上げ、将来の見通しを立てるためにも、家庭との密接な連携が必要です。
- * 人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などのケアが必要な医療的ケア児も含めた障がい児支援に関して、保育、保健医療、教育等の関係機関と連携した支援体制の構築等について、検討を進める必要があります。
- * 児童発達支援は、平成30年1月現在、荒川たんぼぼセンターを含め、区内に7つの事業所があり、約250名の児童が発達支援のサービスを利用しており

ます。また、障がい児の放課後等デイサービスは、事業所が増加（平成26年度末：1事業所 平成29年度末：11事業所）している一方、事業所の所在地に偏りがある他、単なる居場所となっているなど適切なサービスが提供されていない事例が指摘されています。

- * また、高次脳機能障がいや発達障がいに関して、障害児通所支援等において適切な支援が行えるよう人材の育成が求められています。
- * そのため、荒川たんぼぼセンターの有する専門性を活かし、区内事業所全体のサービスの質の向上を図っていく必要があります。
- * さらに、重度の障がい等の状況にある障がい児(重症心身障がい児)であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児への発達に関する支援が求められています。

今後の方向性

- * 家庭と専門機関が両輪となって療育を進めることができるよう、保護者、家庭への障害福祉サービスなどの情報提供を適切に進め、途切れることなく療育を提供していきます。

関係する事業
荒川たんぼぼセンター 等

- * 児童相談所の設置を見据え、たん吸引等の医療的な援助が必要となる医療的ケア児も含めた障がい児支援体制の検討を進めます。
- * 児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、平成28年度に創設した「荒川区障害児通所支援事業所連絡会」を活用し、同連絡会を定期的開催し、技能向上や新たなプログラムに関する情報交換を進め、サービスの質の向上に向けて取組みます。さらに、荒川たんぼぼセンターの有する専門性を活かし、区内の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言等を合わせて行うなど、荒川たんぼぼセンターを児童発達支援センターへと充実する検討を進めていきます。

関係する事業
障がい児通所支援給付費支給事業、荒川たんぼぼセンターの児童発達支援センター化 等

- * また、高次脳機能障がいや発達障がいへの対応について、区職員の人材育成を進めるとともに、区内事業所へも情報提供や講演会等の実施を通じて、技能向上のための支援を行っていきます。平成30年度から創設される、重症心身障がい児を対象とした「居宅訪問型児童発達支援」を提供する事業所と連携し、支援を進めていきます。

関係する事業

荒川たんぽぽセンター、障がい児通所支援給付費支給事業（【新規】居宅訪問型児童発達支援含む）

施策4 - (2) 障がい児の保育・教育

主な現行事業

事業名	内容
障がい児の保育・教育	各公私立保育園・幼稚園において、障がい等に 応じた保育・教育を実施しています。

現状と課題

- * 区内全認可保育園で、障がい児等特別の支援を必要とする子どもの受入れを行うとともに、保育相談専門員が巡回することで、対象園児や園、保育士へのサポート体制を行っています。
- * また、公立幼稚園ではスクールカウンセラー（臨床心理士）が、私立幼稚園は子育て支援相談員（臨床心理士）が相談や指導にあたっています。

今後の方向性

- * 引き続き、障がい児等特別な支援を必要とする子どもの受入れのため、適切な職員体制の確保や研修等の実施による技能向上等により、保育場所の確保に努めていきます。また、設置を検討している児童発達支援センターにおいても、保育所等訪問支援を実施できるよう検討を進めていきます。

（ 関係する事業
障がい児の保育・教育、荒川たんぽぽセンターの児童発達支援センター化 ）

- * 幼稚園においては、スクールカウンセラーや子育て支援相談員を活用し、障がい児等特別の支援を必要とする子どもの受入れのための体制の整備に努めていきます。

（ 関係する事業
障がい児の保育・教育 ）

施策4 - (3) 学齢期の子どもへの支援の充実

主な現行事業

事業名	内容
特別支援教育	特別な支援を必要とする子どもたち一人一人に応じた教育体制を構築しています。
学童クラブ等	保護者の就労、疾病等の理由により昼間家庭において適切な保護を受けることができない児童に対し、遊びと生活の場を提供し、その健全な育成を図っています。

現状と課題

- * 障がいのある子どもをはじめ、特別な支援を必要とする子どもの可能性を十分発揮できるよう、適切な教育の場（通常の学級、特別支援学級、特別支援学校）についての相談を実施しており、相談件数は年々増加傾向にあります。また、相談の結果、適当と判断された就学先と保護者が希望する就学先とが異なるケースもあり、様々な支援方法について検討する必要があります。
- * 発達障がいのある児童も年々増加傾向にあり、在籍校を離れて通級指導学級に通うという児童の不安解消や、移動にかかる負担の軽減を図るため、区立小学校全校に特別支援教室を導入し、これまで情緒障がい等指導学級で受けていた指導を全ての小学校で受けられるよう環境を整備しました。
- * 学童クラブ等において、障がいのある子どもをはじめ、特別な支援を必要とする子どもの受け入れにあたり、職員を追加で配置する他、子育て支援カウンセラー（臨床心理士）が巡回相談を実施するなど、必要な支援に対応できるようにしています。

今後の方向性

- * これまで以上に子どもと保護者の気持ちに寄り添い、子どもの立場に立った障がい相談を目指し、成長のシミュレーションやライフステージごとの福祉サービスを含めた丁寧な説明を行いながら、子どもにとって適切な教育の場を選択できるよう支援していきます。

（ 関係する事業
特別支援教育 ）

- * 引き続き、学童クラブ等において、子どもが安全に利用できるよう、適切な職員体制の確保や研修等による資質の向上に努めていきます。

（関係する事業
学童クラブ等）

第5節 基本方針5 障がい者の自立・就労支援、生きがいの創生

施策5 - (1) 生活介護・自立訓練・生活訓練

主な現行事業

事業名	内容
障がい者施設介護・訓練等給付費支給事業（自立訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行っています。
荒川生活実習所運営事業、尾久生活実習所運営事業	主に知的障がい者に対して、自立に必要な指導・訓練等を行う2施設を運営することで、生活の充実及び社会的な自立を支援しています。

現状と課題

- * 区内では、荒川生活実習所及び尾久生活実習所等の生活介護施設が、特別支援学校卒業後の障がい者の通所施設として指定管理制度で運営され、作業・創作・レクリエーション等の活動を通じて、利用者の生活能力の向上を図っています。
- * 近年、特別支援学校の卒業後の進路として、生活介護施設希望者が増加傾向にあり、施設の面積や設備の状況を考慮に入れた上で、定員を拡大することで、希望者を受け入れてきましたが、今後は、特別支援学校卒業生の動向を見据え、新たな施設の整備や誘致が求められています。また、生活介護施設の拡充と合わせて、医療的ケアが必要な障がい者への対応が求められています。

今後の方向性

- * 特別支援学校卒業生の動向を見据え、引き続き、生活介護等を提供する事業所の確保に努めていきます。

関係する事業

障がい者施設介護・訓練等給付費支給事業（自立訓練・生活訓練）、荒川生活実習所運営事業、尾久生活実習所運営事業

- * 生活介護施設の誘致を積極的に進めるとともに、医療的ケアが必要となる重度の障がい者が安心して生活介護施設に通所できるよう、環境整備を進めていきます。

関係する事業

荒川生活実習所運営事業、尾久生活実習所運営事業

施策5 - (2) 機能訓練

主な現行事業

事業名	内容
機能訓練（荒川たんぽぽセンター）	機能訓練は、機能回復訓練、生活訓練、創作的活動などを行うことにより、利用者の日々の生活の充実と社会生活力の向上を図っています。
高次脳機能障がい者支援促進事業（荒川たんぽぽセンター）	高次脳機能障がい者、その家族等に対する相談支援を実施するとともに、医療機関、就労支援センター等の関係機関との連携を図り、適切に支援しています。

現状と課題

- * 高次脳機能障がい者に特化した訓練を行うなど、それぞれの障がい特性に合わせたプログラムを行っています。
- * 高次脳機能障がいは、外見では障がいがあることが分かりにくく、周囲の理解が得られにくい現状があります。区では、高次脳機能障がいへの理解を深めるセミナーや講演会を開催していますが、今後も区民に理解を求めていく取組が必要です。
- * 近年、病院のリハビリ期間の短縮等の影響で、機能訓練の利用者が増加しており、対応が求められています。

今後の方向性

- * プログラム内容や施設の効率的な利用等の工夫に努めることで、訓練の質の向上や利用者数の増加に対応していきます。

（関係する事業
機能訓練（荒川たんぽぽセンター））

- * また、高次脳機能障がいに対する理解を進めるため、引き続き、講演会等を行っていきます。

（関係する事業
高次脳機能障がい者支援促進事業（荒川たんぽぽセンター））

施策5 - (3) 施設入所支援

主な現行事業

事業名	内容
障がい者施設介護・訓練等給付費支給事業（施設入所支援）	在宅では十分に介護を受けることができない場合、自立のための特別な治療や訓練を行うために、施設等への入所支援を行っています。

現状と課題

- * 在宅では十分に介護を受けることのできない場合や、自立のための治療や訓練を行うために、施設等への入所支援を行っています。
- * 施設入所者の地域生活への移行の促進を図る一方、障がいの重度化等により施設入所が必要となる方への支援も求められています。

今後の方向性

- * 施設入所者の意向を尊重しながら、地域生活への移行を目指すとともに、施設入所が引き続き必要な障がい者については、施設と連携して生活環境の質の向上を進めていきます。

施策5 - (4) 就労支援の強化【重点施策】

主な現行事業

事業名	内容
障害者就労支援センター運営事業（じょぶ・あらかわ）	就労を希望する人に対して、就労面、生活面の支援を一体的に提供し、一般就労を支援します。また、就労中の者に対しては、職場定着の支援をしています。
障がい者施設介護・訓練等給付費支給事業（就労移行支援）	一般企業等への就労を希望する人を対象に、一定期間、就労に必要な知識の習得や能力向上を図るための訓練を行っています。
障がい者雇用支援事業	一般企業等への就労を希望する人を対象に、就労するための能力を身に付けるための訓練を行っています。
特例子会社との連携	特例子会社を設立しようとしている企業に対し、障がい者雇用に係る支援（助言・連絡調整・費用負担・専門職員派遣等）を行っています。

現状と課題

- * 「じょぶ・あらかわ」の登録者数は、年々増加しており、平成24年度末は約330名でしたが、平成28年度末では約480名となっています。
- * 一般就労を目指す障がい者が増加している中で、就労に伴い生じる生活面の課題（生活リズム、体調の管理等）があり、就労が継続できない方への丁寧な支援を行う必要があります。
- * スタートまちやのパソコン教室を活用して、一般企業等への就労を目指す障がい者を対象とした、事務補助、ビジネスマナー、パソコン操作などの訓練を行っています。
- * 障がい者の雇用拡大のためには、企業に障がい者雇用に関する理解を促す必要があるため、ハローワーク等関係機関と連携し、企業向け障がい者雇用講座を実施しています。
- * 区では、区内の特例子会社の採用面接時、研修時等に手話通訳者を派遣する支援を行っています。

今後の方向性

- * 平成30年4月から法定雇用率が引き上げとなり、障がい者の就労機会の拡大が予定されている中で、就労に伴い生じる生活面の課題（生活リズム、体調の管理等）へのさらなる支援が求められています。そのため、区の障害者就労支援センターである「じょぶ・あらかわ」を中心に、障がい者の家族や就労先である企業・事業所への訪問や障がい者本人との面接を通じて、生活面の課題を把握するとともに、解決に向けた必要な支援を行うため、平成30年度から新設される「就労定着支援」等の福祉サービスを提供する事業所と連携し、支援を進めていきます。

関係する事業

障害者就労支援センター運営事業（じょぶ・あらかわ）、障がい者施設介護・訓練等給付費支給事業（就労移行支援）、障がい者施設介護・訓練等給付費支給事業【新規】就労定着支援

- * 障害者雇用支援事業について、受講しやすい環境の整備や受講促進のため積極的な周知を図るなど、障がい者のビジネススキルの向上に必要な訓練の充実に努めます。

関係する事業

障がい者雇用支援事業

- * ハローワーク等区内外の関係機関と連携しながら、平成29年度に作成した事業者向けの障がい者差別に関する啓発パンフレットも活用して、企業に対する障がい者雇用促進に向けた発信を積極的に行い、雇用側の意識改革への取組も進めていきます。

- * 引き続き、区内の特例子会社と連携を図り、障がい者の就労機会の拡大を支援します。

関係する事業

特例子会社との連携

施策5 - (5) 福祉的就労の支援

主な現行事業

事業名	内容
障がい者施設介護・訓練等給付費支給事業（就労継続支援）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行っています。A型は雇成型で、利用者には賃金が支払われます。B型は非雇成型で、利用者には工賃が支払われます。
荒川福祉作業所運営事業	一般就労が困難な心身障がい者に対して、継続的な作業活動及び生活能力向上等を支援する施設を運営することで、地域で自立した生活を送れるようにしています。
作業所等経営ネットワーク支援事業	障がい者就労関係施設等の会議を開催し、施設間の情報交換を行う等して連携の強化を図ります。福祉作業所の受注活動を支援し、企業等からの作業受注の際にコーディネートを行っています。
日中活動サービス事業等補助事業	一般就労の困難な人に福祉的就労の場を提供する福祉作業所の運営を支援しています。

現状と課題

- * 区内には、平成29年10月現在、一般就労が困難な障がい者が能力等向上のために訓練しながら働く就労継続支援A型・B型と一般就労を見据えた訓練を行う就労移行支援の施設が、計13施設あります。
- * 障がい者が自分らしく豊かな生活を送るためには、経済的自立が重要ですが、従来の下請け作業を中心とした受注環境では、工賃の引き上げに十分に繋がらない状況です。また、福祉的就労から一般就労への移行が少ないことも経済的自立を妨げる要因となっています。
- * 区内の就労支援施設（作業所）による定期的な意見交換会の他、施設経営や事業運営に関する研修会を実施しています。また、自主製品の販路拡大のため、平成29年度は区主催の共同展示販売会を開催しました。
- * 工賃アップに繋がり得る共同受注や研修会で習得した学びを必ずしも実践できていない状況も見受けられ、区内作業所の平均工賃は都内平均を下回っています。

今後の方向性

- * 従来の下請け作業の生産性向上を促すとともに、新たなオリジナル商品の販売など付加価値の高い仕事の開拓支援を進めます。あわせて、障がい者一人一人の適性に応じたきめ細やかな支援を行い、生きがいを持って作業できるような環境の整備を進めます。

（ 関係する事業
作業所等経営ネットワーク支援事業、荒川福祉作業所運営事業 ）

- * 作業所の更なる気づきを促すため、意見交換会の活性化と研修会後のフォローアップに取り組めます。

（ 関係する事業
作業所等経営ネットワーク支援事業 ）

- * また、平均工賃のアップを目指し、共同受注に適した案件の開拓に努めるとともに、作業所間のコーディネートを行い、ネットワークを活用した成果の創出を支援します。

（ 関係する事業
作業所等経営ネットワーク支援事業 ）

施策5 - (6) 同行援護・行動援護・移動支援

主な現行事業

事業名	内容
ホームヘルプサービス費支給事業（同行援護）	視覚障がい者に対し、行動するときに必要な介助や外出時の移動を支援しています。
行動援護	自己判断能力が制限され、危険回避ができない知的障がい者や精神障がい者に対し、行動するときに必要な介助や外出時の移動の支援をするサービスです。
移動支援	重度の視覚障がい者、知的障がい者及び精神障がい者が、社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出をする際にガイドヘルパーを派遣し、障がい者の自立と社会参加を促進します。

現状と課題

- * 同行援護は、平成23年に移動支援から分化して現制度に移行してから、重度視覚障がい者の移動支援サービスとして、平成29年度現在で約100名の方が利用しています。
- * 行動援護は、常時介護が必要な知的障がい者又は精神障がい者が外出する際の支援を行うサービスですが、提供事業所数が少ないこともあり（区内で5事業所：平成29年10月現在）、これまで利用者は出しておらず、移動支援で希望に沿ったサービスを提供をしています。
- * 移動支援は、平成18年の現制度開始当初から、利用者負担なし、通学や介護施設等への移動時の支援も可とするなどの区独自施策により、児童から高齢者まで幅広い年齢層の外出を支援し、平成29年度現在で約500名の方が利用しています。

今後の方向性

- * 同行援護については、重度視覚障がい者の外出を支援し、社会参加を促進するため、今後も引き続き支援を継続していきます。

（ 関係する事業
ホームヘルプサービス費支給事業（同行援護） ）

- * また、行動援護についても、障がい者ご本人の状況及びご意向を考慮し、行動援護での支給が必要な場合に、支援を行っていきます。

（関係する事業
行動援護）

- * 移動支援については、障がい者意向調査においても、知的障がい者・身体障がい者を中心に外出頻度が年々高まっており（ほぼ毎日外出する人の割合 [知的]平成16年58.6% 平成29年71.1%、[身体]同39.5% 46.6%）、また障がい者の単身世帯も増加していることから、障がい者の社会参加促進の観点からも、引き続き支援を実施・推進していきます。

（関係する事業
移動支援）

施策5 - (7) 交通機関等の利用支援、車の運転に係る支援

主な現行事業

事業名	内容
福祉タクシー事業	重度の身体・知的障がい者等、外出に支障のある人に対し、通院や日常生活の利便と生活圏の拡大を図るため、福祉タクシー券を交付しています。また、通常のタクシー利用が困難な人に対し、リフト付自動車を利用した場合に、利用料金の一部を助成しています。
自動車燃料費助成事業	自動車を運転する心身障がい者又は障がい者のために自動車を運転する家族に対し、ガソリン購入費の一部を助成しています。
コミュニティバス障がい者利用負担助成	区内を運行するコミュニティバスの運賃を、身体障害者手帳、愛の手帳及び精神保健福祉手帳の所持者については無料とし、障がい者の交通移動手段の確保を図っています。

現状と課題

- * 日常生活の利便と生活圏の拡大を図るため、交通機関等の利用支援や自動車運転に係る支援を行うことで、障がい者の社会参加を促進し、障がい者福祉の増進に努めています。

今後の方向性

- * 引き続き、外出に関する支援を行うことで、障がい者の積極的な社会参加を促進します。

関係する事業

福祉タクシー事業、自動車燃料費助成事業、コミュニティバス障がい者利用負担助成

施策5 - (8) 障がい者スポーツの推進

主な現行事業

事業名	内容
障がい者運動会	障がい者団体の自主的な活動を支援するため、荒川区心身障害児者福祉連合会主催の「荒川区障害者大運動会」を支援しています。

現状と課題

- * 荒川区では、昭和50年代から、荒川区心身障害児者福祉連合会の主催により、毎年秋に障害者大運動会が開催されており、身体障がい者・知的障がい者及びその家族を中心に毎年約700名が参加し、スポーツを通じて親睦を深めています。また、精神障がい者においては、区内の精神障がい者施設の参加によるスポーツ交流会を、平成14年度から年1回開催しています。
- * 加えて、平成27年度からは、スポーツ振興課と連携し、2020年の東京パラリンピック・2021年デフリンピック夏季大会に向け、広く区民に障がい者スポーツを知ってもらおうとともに、大会への気運を醸成するため、「荒川区障がい者スポーツフェスティバル」を開催し、車椅子バスケットボール、ポッチャ、ブラインドサッカー等の各種競技体験等を行っています。

今後の方向性

- * 障がい者及び家族の親睦・交流の場となっている障害者大運動会・スポーツ交流会を継続していきます。
- * また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、障がいのある人もない人も共に障がい者スポーツに親しめるよう、引き続きスポーツ振興課と連携し、障がい者スポーツを知る・見る・体験する機会を増やしていきます。

施策5 - (9) 文化芸術活動の促進【重点施策】

主な現行事業

事業名	内容
文化芸術活動の促進	生活実習所や福祉作業所等において、障がい者が文化芸術に触れる機会の充実に努めるとともに、社会参加・交流を促進しています。

現状と課題

- * 生活実習所や福祉作業所等が NPO 法人等と連携してワークショップを開催し、創作した作品を施設公開等で展示しています。
- * 荒川たんぼぼセンター等で利用者が制作した絵画などを、首都大学東京の荒川キャンパスや、荒川区の交流都市である茨城県つくば市の美術館にて展示しています。また、平成28年度には、荒川生活実習所で作成した作品を「東京都内施設合同展示会」に出展しました。
- * その他にも、アクロスあらかわでは、コーラスや生け花など、登録団体が文化的な活動を活発に行っています。

今後の方向性

- * 音楽や絵画等の鑑賞や創造等の文化芸術活動に参加することは、障がい者の生きがいにつながりますので、障がい者が自らの個性や才能を生かしながら、地域でいきいきと活躍することができるよう、様々な支援を行っていきます。
- * また、集客力のある区内施設等を活用し、障がい者が制作した作品の魅力を伝えられるよう工夫を凝らした展覧会等を開催し、地域の方々との交流を促進するとともに、障がい者が芸術文化に触れる機会や活動に参加する機会の拡充を図ります。

施策5 - (10) 地域活動支援センターの運営

主な現行事業

事業名	内容
たんぼぼセンターにおける障がい者地域自立生活支援センター事業（講座等）	在宅の障がい者に対し、福祉サービスや社会資源の利用援助及び情報の提供を行うことにより、障がい者とその家族の地域における生活を支援し、その自立と社会参加の促進を図っています。
精神障害者地域生活支援センター運営事業（地域活動支援センター事業）	精神障がい者の特性等に合わせた多様なプログラムと個別及びグループ相談を行い、復帰と自立、社会参加の促進を図っています。
スクラムあらかわ運営事業（地域活動支援センター事業）	生活訓練、創作的活動等により、利用者の日々の生活の充実と社会生活力の向上を図っています。

現状と課題

- * 平成29年度現在、区内には、荒川たんぼぼセンター（身体障がい者・高次脳機能障がい者対象）、支援センターアゼリア（精神障がい者対象）、スクラムあらかわ（知的障がい者対象）の3カ所の地域活動支援センターがあり、創作活動等、各種プログラム活動やグループワークを行っています。
- * 荒川たんぼぼセンターでは、中途障がい者と高次脳機能障がい者のグループに分かれて、効果的なプログラムを実施しています。
- * 支援センターアゼリアでは、利用者の年齢層の広がりや障がいの多様化に対応し、より個々の利用者に応じたプログラム活動を提供できるよう、平成29年度に宮の前ひろば館の2階部分を活用し、プログラム室を増床しました。
- * 一方、知的障がい者は日中、生活介護施設や福祉作業所に通所する方が多く、スクラムあらかわの地域活動支援センター利用者は少数にとどまっている現状があります。プログラム内容の見直し等の検討をしていく必要があります。

今後の方向性

- * 各センターとも、個々の利用者の状況に合ったプログラム提供を行っていくとともに、日中活動・訓練の場、通所・就労者の地域活動（余暇活動）の場、また当事者同士の交流の場、さらには障がいのある方とない方が交流し、相互理解が進展する場として、社会参加・地域交流の拠点施設の役割を果たしていきます。

関係する事業

たんぼセンターにおける障がい者地域自立生活支援センター事業（講座等）、精神障害者地域生活支援センター運営事業（地域活動支援センター事業）、スクラムあらかわ運営事業（地域活動支援センター事業）

施策5 - (11) 障害者福祉会館の運営

主な現行事業

事業名	内容
障害者福祉会館運営事業	障害者福祉会館「アクロスあらかわ」を運営し、区民への啓発・交流の場、自主的な活動の場を提供することで、障がい者自身の地域参加及び自立を図っています。

現状と課題

- * 障がい者が地域の中で豊かに暮らしていけることを目指し、平成9年に、障がい者やボランティアの自主的活動の場として、また、幅広く区民との交流を深める場として、障害者福祉会館「アクロスあらかわ」を開設し、社会参加と自立を支援しています。
- * また、インターネットスポットの開放や、IT講習会の開催や障害者福祉推進団体に依頼しパソコン指導を行うなどIT活用の推進に努めています。

今後の方向性

- * 日中の活動場所として内容の充実を図り、地域社会に開かれた施設となるよう努めるとともに、文化やスポーツ等の様々な活動を広く周知し、障がいのある方もない方も同じように参加できるよう活動の幅を広げ、地域社会と交流できる場としていきます。
- * 引き続き、IT活用の推進により、障がい者の利便性の向上を図り、豊かな生活の一助となるよう努めます。